

大阪市立小・中学校空調設備整備事業 基本協定書（案）

大阪市立小・中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）に関して、大阪市（以下「本市」という。）と【 】、【 】及び【 】との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、入札説明書等による。

- (1) 「落札者」とは、本事業の実施に係る選定手続により、落札者と決定された、【 】、【 】及び【 】から成るグループをいう。
- (2) 「構成員」とは、落札者を構成する法人であって、事業予定者（第11号に定義する。）に出資し、事業予定者から本事業に関する業務を直接受託、又は請け負う法人を個別に、又は総称していう。
- (3) 「協力企業」とは、落札者を構成する法人であって、事業予定者から本事業に関する業務を直接受託、又は請け負うが、事業予定者への出資は行わない法人を個別に、又は総称していう。
- (4) 「構成員等」とは、落札者を構成する構成員及び協力企業を個別に、又は総称していう。
- (5) 「代表企業」とは、落札者を代表する企業である【 】をいう。
- (6) 「設計企業」とは、【 】をいう。
- (7) 「施工企業」とは、【 】をいう。
- (8) 「工事監理企業」とは、【 】をいう。
- (9) 「維持管理企業」とは、【 】をいう。
- (10) 「その他企業」とは、【 】をいう。
- (11) 「事業予定者」とは、本事業を遂行することを目的として、落札者によって設立される会社をいう。
- (12) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、本市と事業予定者との間で締結される、大阪市立小・中学校空調設備整備事業事業契約をいう。
- (13) 「契約期間」とは、事業契約の締結日（第7条第2項に基づき本契約としての効力が発生した日）をいう。以下同じ。）から本事業の完了日までの期間をいう。但し、同日以前に事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って終了した場合には、事業契約の締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (14) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (15) 「提案書類」とは、本選定手続において、落札者が本市に提出した提案書、本市からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (16) 「提示条件」とは、本選定手続において、本市が提示した一切の条件をいう。
- (17) 「入札説明書等」とは、本選定手続に関し、令和6年4月12日に公表された入札説明書及び入札説明書と合わせて公表された資料（いずれも公表後の変更を含む。）をいう。
- (18) 「空調設備」とは、本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備及

びその他の一切の設備等をいう。

(趣旨)

第2条 本協定は、本選定手続により、落札者が本事業の事業予定者を設立する者として選定されたことを確認し、本市と事業予定者との間の事業契約締結のための本市及び落札者の双方の協力、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続について定めることを目的とする。

(本市及び落札者の義務)

第3条 本市及び落札者は、本市と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応し、大阪市会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 落札者は、提示条件を遵守のうえ、本市に対し落札者が提案書類を作成及び提出したものであることを確認する。また、落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本選定手続にかかる本市の要望事項を尊重する。

(株式の譲渡等)

第4条 各構成員（代表企業を含む。以下同じ。）は、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定、又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による本市の承諾を得なければならない。

2 各構成員は、前項に従い本市の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の原本証明付き写しをその締結後速やかに本市に提出する。

3 各構成員は、第1項の本市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙1記載の様式及び内容の誓約書を本市宛てに提出させる。

(業務の委託、請負)

第5条 落札者は、事業予定者をして、本事業に関し、空調設備の所有権の移転業務を自ら行わせるとともに、①設計にかかる業務を設計企業に、②施工及び移設にかかる業務を施工企業に、③工事監理にかかる業務を工事監理企業に、④維持管理にかかる業務を維持管理企業に、⑤その他の業務にかかる業務をその他企業に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとし、設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業はそれぞれ上記各業務を受託し又は請け負う。

2 落札者は、事業予定者として、本市と事業予定者との間で事業契約の締結日以降30日以内に、設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業との間で、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、当該契約締結後速やかに、当該契約の原本証明付き写しを本市に提出する。

3 設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業は、前項に定める期限までに事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結し、かつ、当該契約の締結により受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

4 設計企業、施工企業、工事監理企業、維持管理企業及びその他企業は、契約期間中、事業予定者との間で締結する前2項の各契約上の地位について、本市及びすべての構成員の承認がない限り、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。

(各構成員等の連帯責任及び代表企業の責任)

第6条 代表企業は、事業予定者が本市に対して負担する一切の債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担する。

- 2 代表企業は、各構成員等を統括し、各構成員等をして、事業予定者に対し、本業務のうち前条第2項に基づき各構成員等が受託し又は請け負った業務につき、法令及び業務水準に従って誠実に履行させる義務を負う。
- 3 代表企業以外の構成員等は、前条第3項に基づき各構成員等が受託し又は請け負った業務の範囲内で、事業予定者が本市に対して負担する債務につき、事業予定者と連帯して当該債務を負担する。
- 4 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が前項に基づき本市に対して負担するすべての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、工事監理企業、施工企業、維持管理企業及びその他企業がそれぞれ複数存在する場合についても同様とする。
- 5 本条各項の定めは、本協定、事業契約書その他において、別途、各構成員等の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

（事業契約）

- 第7条 本市及び落札者は、令和6年11月中旬を目処として、入札説明書等に添付の事業契約書（案）の形式及び内容にて、大阪市会への事業契約に係る議案提出日まで、本市と事業予定者間で事業契約の仮契約を締結できるよう最大限努力する。
- 2 前項の仮契約は、大阪市会の議決を得たときに本契約として、その効力を生じる。但し、大阪市会において否決されたときは、仮契約は無効とする。
 - 3 本市は、入札説明書に添付の事業契約書の文言に関し、落札者から説明を求められた場合、入札説明書等において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
 - 4 本市及び落札者は、事業契約の締結日以降も、本事業の遂行のために協力する。
 - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2項に基づき事業契約が本契約としての効力を生じるまでに、いずれかの構成員が、入札説明書等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、本市は、事業契約を締結しないことができ、また仮契約を締結している場合であってもこれを解除することができる。但し、本市がやむを得ないと認めた場合は、代表企業を除く構成員についてはその変更又は追加を認めた上で、事業契約を締結することができる。
 - 6 落札者は、本市と事業予定者との間での事業契約の仮契約締結と同時に、別紙2記載の様式及び内容による出資者保証書を作成して本市に提出する。

（不当な取引制限等に係る損害賠償の予約）

- 第8条 構成員等は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、この契約の請負代金額の100分の20に相当する額を、本市の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。
- (1) 構成員等が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。
 - (2) この契約について、確定した排除措置命令等（構成員等以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとき。
 - (3) 確定した排除措置命令等において、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の

規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

- (4) 構成員等又は構成員等の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、構成員等がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は構成員等若しくは構成員等の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により本市が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、本市は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第1項の規定により構成員等が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率（民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第9条 本市は、大阪市暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第8条第1項第6号に基づき、構成員等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。2 本市は、大阪市暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、構成員等に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、構成員等が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。3 前2項の規定により契約が解除された場合には、構成員等は、請負代金額の100分の20に相当する額を違約金として本市の指定する期間内に支払わなければならない。4 前条第2項又は前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、本市は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（事業予定者の設立）

第10条 落札者は、【 】（令和【 】）年【 】月【 】日までに、入札説明書等、提案書類及び次の各号の定めに従い、本事業の遂行を目的とする事業予定者を適法に設立し、設立登記の完了後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役を、事業予定者から本市に通知させる。その後、取締役又は監査役の改選（再任を含む。）がなされた場合も同様とする。なお、落札者は、事業予定者の設立登記の完了後速やかに、事業予定者の商業登記簿謄本、定款の原本証明付写しを事業予定者から本市に提出させる。その後、登記事項又は定款が変更された場合も同様とする。

- (1) 事業予定者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とする。
- (2) 事業予定者の資本金は、提案書類に示された金額以上とする。
- (3) 事業予定者を設立する発起人には、提案書類に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
- (4) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載する。
- (5) 事業予定者は、会社法第107条第2項第1号イに定める事項について定款に定めることにより、事業予定者の全部の株式を譲渡制限株式とする。但し、会社法第107条第2項第1号ロに定める事項、会社法第139条第1項但書に定める事項及び会社法第140条第5項但書に定める事項については、事業予定者の定款に定めてはならない。

- (6) 事業予定者は、会社法第 108 条第 1 項に定める「内容の異なる二以上の種類の株式」を発行してはならない。
 - (7) 事業予定者は、会社法第 109 条第 2 項に定める「株主ごとに異なる取扱いを行う」旨を定款に定めてはならない。
 - (8) 事業予定者は、募集株式の割当てに関する会社法第 204 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 204 条第 2 項但書にある別段の定めを定めてはならない。
 - (9) 事業予定者は、募集新株予約権の割当てに関する会社法第 243 条第 1 項に定める決定について、事業予定者の定款に会社法第 243 条第 2 項但書にある別段の定めを定めてはならない。
 - (10) 事業予定者は、会社法第 326 条第 2 項に定める監査役の設置に関する定款の定めをおこななければならない。
- 2 代表企業は、必ず事業予定者に出資しなければならない。また、事業予定者の設立から契約期間の終了時までを通じて、代表企業の有する事業予定者株式の議決権の割合は出資者中最大とする。また、各構成員は、契約期間中、第 4 条の場合を除き、事業予定者の株式について譲渡、担保権の設定その他一切の処分をすることはできない。
- 3 落札者は、事業予定者の設立後速やかに、事業予定者の発行済株式総数と議決権総数並びに各構成員の持株数及び議決権数を本市に報告し、事業予定者の株主名簿の原本証明付写しを本市に提出する。
- 4 構成員は、契約期間中、本市の書面による事前の承諾なく、その有する事業予定者株式の議決権の総株主の議決権に対する割合を変更することはできない。

(契約期間中のその他の義務)

- 第 11 条 落札者は、事業予定者を次の各号に定める事項に従わせなければならない。但し、本市の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (1) 事業予定者は、会社法第 743 条に定める組織変更を行わないこと。
 - (2) 事業予定者は、他の株式会社の株式を取得しないこと。
 - (3) 事業予定者は、他の合名会社、合資会社又は合同会社の社員とならないこと。
 - (4) 事業予定者は、前条第 1 項各号の内容に反することとなる定款の変更をしてはならないほか、設立時に定めた定款を変更しないこと。
 - (5) 事業予定者は、会社法第 447 条に定める資本金の額の減少を行わないこと。
 - (6) 事業予定者は、会社法第 748 条に定める合併、会社法第 757 条に定める吸収分割、会社法第 762 条に定める新設分割、会社法第 767 条に定める株式交換又は会社法第 772 条に定める株式移転を行わないこと。
 - (7) 事業予定者は、会社法第 467 条に定める事業譲渡を行わないこと。
 - (8) 事業予定者は、解散しないこと。

(準備行為)

- 第 12 条 落札者は、事業予定者の設立の前後を問わず、また、事業契約の締結（第 7 条第 2 項に基づく本契約としての効力発生をいう。以下同じ。）の前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために、本市と協議のうえ、本市の承諾を得た事項について、準備行為を行うことができ、本市は、必要かつ可能な範囲で、落札者の費用負担による準備行為に協力する。
- 2 落札者は、前項に定める準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、事業契約の締結後速やかに、事業予定者に引き継ぐ。

(事業契約不調の場合における処理)

第13条 事由の如何を問わず、落札者の責めに帰すべき事由なくして事業契約の締結に至らなかった場合、既に本市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 事業契約の締結に至らなかった場合において、落札者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して本市から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、落札者は、本事業に関して本市から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、落札者は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を本市に提出するものとする。

(秘密保持)

第14条 本市と落札者は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏洩し、また、本協定及び事業契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。但し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 公知である場合

(2) 本協定締結後、開示権限を有する第三者から適法に開示を受けた場合

(3) 被開示者が独自に開示した情報として文書の記録で証することができる場合

(4) 裁判所により開示が命ぜられた場合

(5) 本市が大阪市情報公開条例(平成13年条例3号)に基づき開示を求められた場合

(6) 当事者の弁護士その他本事業にかかるアドバイザー、出資者に守秘義務を課して開示する場合

(7) 落札者が本事業の遂行にかかる資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関と協議を行う場合

(8) その他法令に基づき開示する場合

2 本市が、前項第5号の規定に基づき、請求を受けた場合で、本市において当該請求の内容が、大阪市情報公開条例第7条の非公開情報にあたると思慮するときは、本市は落札者に対して、その旨を通知するものとし、落札者は本市に対して非公開とされるべき法律上及び事実上の理由を書面で具体的に本市に示し、本市に協議を求めることができるものとする。

3 落札者は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、本市が貸与するデータ及び帳票資料等に記載された個人情報並びに当該情報から落札者が作成した個人情報(以下、本条において、これらを総称して「個人情報」という。)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例(令和5年大阪市条例第5号)を遵守して取扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うものとする。

4 前項に定めるほか、落札者は、本事業に関する個人情報の保護に関する事項につき、本市の指示に従うものとする。

5 落札者は、落札者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び本事業に関連して落札者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を落札者から受託し又は請け負った第三者(落札者から直接受託又は請け負った者に限らない。)に対し、第1項、第3項及び第4項の守秘義務を遵守させるものとし、そのための適切な措置を講じるものとする。

6 本条に定める落札者の義務は、本協定終了後も存続する。また、落札者の役員、従業員、代理人、コンサルタント、及び、本事業に関連して落札者に資金を提供している金融機関、本事業の各業務を落札者から受託し又は請け負った第三者(落札者から直接受託又は請け負った者に限られない。)がその地位を失った場合であっても、落札者は、こ

これらの者に対する守秘義務の遵守義務を免れない。

(本協定の変更)

第 15 条 本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(協定の有効期間)

第 16 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から契約期間の終了時までとする。但し、事業契約の締結に至らなかった場合は、事業契約の締結に至る可能性がないと本市が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第 8 条、第 9 条、第 13 条、第 14 条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 17 条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判についての第一審の専属的合意管轄裁判所は大阪地方裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて本市と落札者の間で協議して定める。

(以下余白)

以上を証するため、本協定書を【 】通作成し、本市及び各構成員等は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年【 】月【 】日

本市：

大阪市教育長

代表企業：

【 】
代表取締役

構成員：

【 】

構成員：

【 】

協力企業：

【 】

協力企業：

【 】

令和【 】年【 】月【 】日

大阪市長 様

誓 約 書

大阪市（以下「本市」という。）と【基本協定書において「落札者」とされるグループを具体的に列挙】との間で、令和【 】年【 】月【 】日付にて締結された大阪市立小・中学校空調設備整備事業（以下「本事業」という。）にかかる基本協定書に基づく協定（以下「本協定」という。）及び本市と【事業契約書において「乙」とされる事業者の名称】（以下「SPC」という。）との間で、令和【 】年【 】月【 】日付にて締結された本事業にかかる事業契約（以下「本事業契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を本市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。

なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる語句は、本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 当社は、本日現在、SPC の株式【 】株を保有していること。
- 2 当社は、本協定及び本事業契約の内容を全て了解していること。
- 3 当社に対して株式譲渡を希望する SPC の株主が本協定に基づき負担する義務の全てを当社が承継すること。
- 4 当社は、本事業契約の終了までの間、本協定第 4 条第 1 項に基づき本市の書面による事前の承諾を得た場合を除き、SPC の株式の譲渡等一切の処分を行わないこと。
- 5 当社が、本市の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡等する場合、当社は、本協定第 4 条第 3 項に従い、譲渡等の相手方をして、予め本誓約書の様式と同内容の誓約書を提出させること。

【会社名】

【住所】

【代表取締役】

大阪市長 様

出資者保証書

令和【 】年【 】月【 】日付で大阪市（以下「本市」という。）と【 】（以下「事業者」という。）との間で締結された大阪市立小・中学校空調設備整備事業に関し、事業者に出資した【 】、【 】及び【 】（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付けをもって、下記の事項を本市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。

記

- 1 事業者が、令和【 】年【 】月【 】日に会社法上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在、有効に存在すること。
- 2 本日における事業者の発行済株式の総数は、【 】株であること。その内訳として、【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、【 】株は【 】が、それぞれ保有していること。
- 3 本事業の実施に必要な資金調達を行うことを目的として、当社らが保有する事業者の株式を、第三者に対し譲渡し、又は同株式に担保権を設定する場合は、事前に、その旨を本市に書面で通知し、本市の書面による承諾を得ること。株式を譲渡する場合には、本市及び当社らの間で締結された大阪市立小・中学校空調設備整備事業基本協定書第4条第3項規定の誓約書（以下「本件誓約書」という。）及び譲渡契約書等譲渡を証する書類を、株式に担保権を設定する場合は担保権設定契約書の原本証明書付の写しを、各々、当該行為の終了後速やかに本市に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分（以下「譲渡等」という。）を行わないこと。但し、本市の承諾を得て当該株式の譲渡等を行った場合であっても、当該譲渡等後の議決権の保有割合等につき、令和【 】年【 】月【 】日付で本市と当社らの間で締結された基本協定書第10条第2項及び第4項の規定を遵守すること。また、この場合において、本件誓約書及び譲渡等を証する書類又は担保権設定契約書の原本証明書付の写しを、当該譲渡等の終了後速やかに本市に提出すること。

事業者
（事業者の代表企業）

代表取締役

（事業者の構成員）

代表取締役

(事業者の構成員)

代表取締役

(事業者の構成員)

代表取締役

(事業者の構成員)

代表取締役